

関西模型クラブ連合会 KMA福知山鬼の里模型飛行場使用規則

第1 飛行場使用手続き

1. 一般社団法人関西模型クラブ連合会(以下「KMA」という。)が管理する KMA 福知山鬼の里模型飛行場を使用しようとするものは、使用責任者(以下「責任者」という。)を定め、KMAの許可を受けなければならない。
2. 責任者は本規則の内容を当日の使用者全員に周知し適正な使用を遵守させるとともに、責任者が認めた者以外の者の飛行はさせてはならない。
3. 責任者は別途定める使用記録管理簿に使用者(団体)名、使用日時、使用人数等を記載すること
4. 飛行場使用中はKMA旗を所定の位置に掲揚しておかなければならない。
5. 飛行場使用が終了したときは KMA旗を所定の場所に戻しておくこと。

第2 安全対策

1. 使用者は別途定める「KMA福知山鬼の里模型飛行場安全規則」を遵守すること。
2. ラジコン模型の飛行は「第3.飛行空域」を厳密に守ること。
3. 飛行に当たっては、第三者並びに周辺地域の住宅、施設等に危害を与えることのないよう細心の注意を払うこと。
4. ラジコン模型の飛行前には必ず安全点検を行うこと。また、飛行中に機体や無線機などに不具合が生じていると考えられる場合、責任者は速やかに飛行を中止させなければならない。
5. 無線機は電波法等、国内規定に適合したものを使用しなければならない。
6. 飛行当日有効なラジコン保険等の損害賠償保険に加入していること。保険に加入していない者の飛行場使用は禁止する。
7. 万一、事故等が発生した場合は速やかに救護措置を講じるとともに警察、消防などの関係機関に連絡し指示を仰ぐものとする。
8. 事故等により生じた損害賠償等は全て当事者間で解決するものとし、KMAは一切の責任を負わない。但し、事故等に係る問題が発生した場合は北有路大区とともに解決に努める。
9. 火災事故防止のため、使用者は必ず消火器を携帯すること。
10. 使用者は安全上支障があると認めた場合はただちに飛行を中止させなければならない。

第3 飛行空域、高度

1. 周辺地域の安全並びに騒音対策のため、飛行範囲は別紙「飛行空域図」を厳守すること。
2. 航空法(昭和27年7月15日法律第231号) 第132条ただし書の規定に従い、150mを超える飛行を行う場合は事前に国土交通省の許可を得なければならない。

第4 環境対策

1. 騒音の大きい機体の飛行は禁止する。エンジン機は別途定める騒音規定に従い消音効果のあるマフラーを装着するなど、周囲に迷惑をかけない対策を講じること。
2. 場内は常に清潔を保ち、ゴミは各自で持ち帰ること。
3. 不時着機の捜索などやむを得ず飛行場外へ出る場合は細心の注意と環境保護に心がけること。
4. 国道から飛行場への進入はKMAの指示する経路に従うこと。特に未舗装の農道は通行してはいけない。
5. 地区内は地元車両の通行を優先しなければならない。

第5 特記事項

1. 使用当日の責任者及び使用者等が当規則及び KMAの指示に従わなかった場合、当該団体には今後一切の使用許可をしないものとする。
2. 当飛行場周辺は田畑に囲まれた自然豊かで閑静な地域であり、飛行場使用者はそのことを十分認識し、地域のとの共存に心がけること。

第6 その他

1. この規則に定めのない事項または疑義が生じた場合はKMAが別に定める。

(以上)

2018年9月1日制定